

青森県報

第三千二百十二号

平成二十二年
三月十七日
(水曜日)

青森県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十号

青森県建築士法施行細則の一部を改正する規則

青森県建築士法施行細則(昭和二十五年十一月青森県規則第百十五号)の一部を次のように改正する。

青森県建築士法施行細則の一部を改正する規則	(建築住宅課)	一
告示		
広域連合の規約の変更	(市 振興課)	五
基本測量の終了	(監 理 課)	五
証紙売りさばき人の住所及び名称の変更	(出 納 課)	六

公 告

青森県総合防災情報システム改修業務の委託に係る一般競争入札	(防災消防課)	六
肥料登録の有効期間の更新	(食の安全・安心推進課)	八
教育委員会		
県文化財の指定の解除	(文 化 課)	八
選挙管理委員会		
政治資金規正法による政治団体の名称等の公表	(事 務 局)	九
政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出	(同)	九
政治資金規正法による政治団体の解散の届出	(同)	一〇

規 則

規 則

第一条第一項中「知事」の下に、「(法第十条の二十第一項の規定による指定を受けた者(以下「指定登録機関」という。))が二級建築士及び木造建築士の登録の実施に関する事務並びに法第五条第一項の二級建築士名簿及び木造建築士名簿(以下「名簿」という。))を一般の閲覧に供する事務(以下「二級建築士等登録事務」という。))を行う場合にあつては、指定登録機関、次条、第四条、第五条及び第六条第四項において同じ。」「を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の免許申請書には、申請前六月以内に、脱帽し、正面から上半身を写した無背景の縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(第五条第一項において単に「写真」という。)をちよう付しなければならぬ。

第二条中「(以下「申請者」という。))」を削り、「法第五条第一項の二級建築士名簿又は木造建築士名簿(以下「名簿」という。))」を「名簿」に、「申請者」を「当該申請をした者に」に改め、「木造建築士免許証」の下に「(指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合にあつては、指定登録機関が定める様式による二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書)」を加える。

第四条第二項中「又は木造建築士免許証」を「若しくは木造建築士免許証」に改め、「いう。」「」の下に「又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書(以下「免許証明書」という。))」を、「免許証」の下に「(指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合にあつては、免許証明書。次項において同じ。))」を加え、同条第三項中「免許証を書き換えて申請者に交付する」を「当該申請をした者に免許証を書換え交付する」に改める。

第五条の見出し中「免許証」の下に「及び免許証明書」を加え、同条第一項中「免

「許証を」を「免許証又は免許証明書を」に、「免許証再交付申請書」を「写真をちよ
う付した再交付申請書」に改め、同条第二項中「申請者に免許証」を「当該申請をし
た者に免許証（指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合にあつては、免許証
明書）」に改め、同条第三項中「によつて免許証の再交付を申請した」を「による申
請をした」に、「免許証を」を「免許証又は免許証明書を」に改める。

第六条第一項中「第三号」を「同条第三号」に、「免許証」の下に「又は免許証明
書」を加え、同条第二項中「免許証」の下に「又は免許証明書」を加え、同条第四項
中「第一号」を「同項第一号」に、「第三号」を「同項第三号」に改め、「免許
証」の下に「（指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合にあつては、免許証
明書）」を加える。

第七条第一項中「知事」の下に「（指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場
合にあつては、指定登録機関。次項において同じ。）」を、「あつた場合」の下に
「（指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合にあつては、知事が免許を取り
消した場合又は第十九条の規定により当該届出に係る事項を記載した書類の交付を受
けた場合）」を加え、同条第二項中「によつて」を「により」に改める。
第十条の見出し中「免許証」の下に「及び免許証明書」を加え、同条中「免許証」
の下に「又は免許証明書」を加える。

第十一条を次のように改める。

（指定登録機関の指定の申請）

第十一条 法第十条の二十第一項の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げ
る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 名称及び住所

二 二級建築士等登録事務を行うおととする事務所の名称及び所在地

三 二級建築士等登録事務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（申
請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産
目録）

三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

四 指定の申請に係る意思の決定を証する書類

五 役員の名、住所及び略歴を記載した書類

六 現に行つている業務の概要を記載した書類

七 二級建築士等登録事務の実施に関する計画を記載した書類

八 指定を受けようとする者が法第十条の二十第三項において準用する法第十条の

五第二項各号に該当しない旨を誓約する書面

九 その他参考となる事項を記載した書類

第二十五条及び第二十六条を削る。

第二十四条に次の一項を加える。

3 第十六条第三項の規定は、第一項の報告書及び前項の合格者一覧表の提出につい
て準用する。この場合において、同条第三項第一号中「指定登録機関」とあるのは、
「指定試験機関」と読み替えるものとする。

第二十四条を第三十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（準用）

第三十一条 第十二条から第十五条まで、第十八条及び第二十一条の規定は、指定試
験機関について準用する。この場合において、これらの規定中「第十条の二十第三
項」とあるのは「第十五条の六第三項」と、「二級建築士等登録事務」とあるのは
「二級建築士等試験事務」と、「登録事務規程」とあるのは「試験事務規程」と読
み替えるものとする。

第二十二条及び第二十三条を削り、第二十一条を第二十九条とし、第十九条及び第
二十条を削り、第十八条を第二十八条とし、第十四条から第十七条までを十条ずつ繰
り下げる。

第十三条第二項中「第十五条に」を「第二十五条に」に改め、同条を第二十三条と
し、第十二条を第二十二條とする。

第十一条の次に次の十条を加える。

（指定登録機関の名称等の変更の届出）

第十二条 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の六第
二項の規定による名称等の変更の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記
載した届出書を知事に提出しなければならない。

一 変更後の指定登録機関の名称若しくは住所又は二級建築士等登録事務を行う事
務所の所在地

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

（役員を選任及び解任の認可の申請）

第十三条 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の七第一項の規定による役員を選任又は解任の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 役員として選任しようとする者の氏名、住所及び略歴又は解任しようとする役員の名

二 選任し、又は解任しようとする年月日

三 選任又は解任の理由

2 前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書並びに法第十条の二十第三項において準用する法第十条の五第二項第四号イ及びロのいずれにも該当しない旨を誓約する書面を添えなければならない。

(登録事務規程の認可の申請)

第十四条 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において読み替えて準用する法第十条の九第一項前段の規定による登録事務規程の認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る登録事務規程を添えて知事に提出しなければならない。

2 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において読み替えて準用する法第十条の九第一項後段の規定による登録事務規程の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

(事業計画及び収支予算の認可の申請)

第十五条 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の十第一項前段の規定による事業計画及び収支予算の認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添えて知事に提出しなければならない。

2 前条第二項の規定は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の十第一項後段の規定による事業計画及び収支予算の変更の認可について準用する。

(登録状況の報告)

第十六条 指定登録機関は、事業年度の各四半期の経過後遅滞なく、次に掲げる事項を二級建築士及び木造建築士の区分ごとに記載した報告書を知事に提出しなければならない。

一 当該四半期における登録、登録事項の変更の届出及び登録の抹消の件数

二 当該四半期の末日における人数

2 前項の報告書には、名簿の登録事項を記載した登録者一覧表を添えなければならない。

3 報告書等(第一項の報告書及び前項の登録者一覧表をいう。以下この項において同じ。)の提出については、当該報告書等が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)で作成されている場合には、次に掲げる方法をもつて行うことができる。

一 指定登録機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と知事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法

(不正登録者の報告)

第十七条 指定登録機関は、二級建築士又は木造建築士が偽りその他不正の手段により登録を受けたと思料するときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

一 当該二級建築士又は木造建築士に係る登録事項

二 偽りその他不正の手段

(二級建築士等登録事務の休廃止の許可の申請)

第十八条 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において読み替えて準用する法第十条の十五第一項の規定による二級建築士等登録事務の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 休止し、又は廃止しようとする二級建築士等登録事務の範囲

二 休止しようとする年月日及びその期間又は廃止しようとする年月日

三 休止又は廃止の理由

(指定登録機関への書類の交付)

第十九条 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、次の

各号に掲げる届出、報告書等の送付又は報告書の提出を受けたときは、指定登録機
関に対し、当該各号に定める事項を記載した書類を交付するものとする。

一 第六条第三項又は法第五条の二若しくは第八条の二の規定による届出 当該届
出に係る事項

二 建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令（平成二十年国土交通省令
第三十七号）第四十条第四項又は第四十三条第四項の規定による報告書等の送付
同令第四十条第二項第二号イ又は第四十三条第二項第二号イの修了者一覧表に
記載された事項

三 第三十条第一項の規定による報告書の提出 同条第二項の合格者一覧表に記載
された事項

（免許の取消し等の処分の通知）

第二十条 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、法第
九条第一項の規定により二級建築士若しくは木造建築士の免許を取り消したとき又
は法第十条第一項の規定により二級建築士若しくは木造建築士に対し戒告し、若し
くは一年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、若しくはその免許を取り消したと
きは、次に掲げる事項を指定登録機関に通知するものとする。

一 処分を受けた者の登録番号及び登録年月日

二 処分を受けた者の氏名、生年月日及び住所

三 処分内容及び処分を行った年月日

（公示）

第二十一条 法第十条の二十第三項において読み替えて準用する法第十条の六第一項
及び第三項、第十条の十五第三項、第十条の十六第三項並びに第十条の十七第三項
の規定による公示は、青森県報で告示することによつて行う。

第一号様式及び第二号様式を次のように改める。

第一号様式（第1条関係）

二級 建築士免許申請書
木造

〔記入注意〕 数字は算用数字を用い、※欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中にし印を
付けてください。外国の建築士免許を受けた方は、「試験」欄に、その免許の名称、免許者名
及び免許の年月日を記入してください。

私は、二級 建築士の免許を受けたいので、戸籍謄本(抄本)及び登記事項証明書を添えて申
請します。
私は、下記事項が真実かつ正確であることを誓います。

氏名 ----- (姓) -----
----- (名) -----

青森県知事 殿
指定登録機関
(名 称)

ふりがな	生年	年	月	日生	写真 1 縦4、5cm、横3、 5cmの写真の裏面に 氏名及び撮影年月日を 記入してのりであらう ちよう付して下さい。 2 免許証に貼付されます。
氏名	月日	月	日	日	
本籍地	性別	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女		
現住所	(電話)				

試 験	二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した時期				年	第	号
	合格通知書日付	年	月	日			

欠	1 後見開始又は保佐開始の審判（禁治産又は準禁治産の宣告もこ れに該当するとみなされます。）を受けていますか。 2 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 あるときはその罪及び刑 くとなつた日 3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯し て罰金の刑に処せられたことがありますか。 あるときはその罪及び刑 あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがな くなつた日 4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたこ とがありますか。 あるときはその日 5 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、 その停止の期間中に同法第9条第1項第1号の規定により一級建 築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがあ りますか。 業務の停止の処分を受けたときは、その停止の期間	いる□ ない□	ない□ ない□	ある□ ない□	ある□ ない□	ある□ ない□	ある□ ない□	ある□ ない□
---	--	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------

※ 審査

※ 登録番号	※ 登録年月日	年	月	日	※ 受付番号
--------	---------	---	---	---	--------

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

一 作業種類
基本測量（ジオイド測量）

二 作業期間

平成二十一年八月十八日から平成二十二年二月二十六日まで

三 作業地域

弘前市

十和田市

むつ市

五所川原市

北津軽郡中泊町

下北郡東通村

中津軽郡西目屋村

青森県告示第百六十八号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所及び名称について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成二十二年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

三沢市日の出一丁目九四の三四三

株式会社エーアンドエフ

二 変更内容

1 変更前の住所及び名称

三沢市花園町三丁目四の三七

株式会社三沢自動車教習所

2 変更後の住所及び名称

三沢市日の出一丁目九四の三四三

株式会社エーアンドエフ

公 告

青森県総合防災情報システム改修業務の委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十二年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

1 業務名 青森県総合防災情報システム改修業務

2 業務概要 青森県総合防災情報システム改修に係るシステム開発、ハードウェア、ソフトウェア及びネットワークの調達、据付調整、不要機器撤去、試験調整、運用説明等の一切の業務

3 履行期限 平成二十三年三月三十一日

4 業務場所 青森県庁北棟二階機械室ほか十箇所

二 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項の規定に該当しない者であること。

2 青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第二百二十八条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

3 平成二十年六月三十日青森県告示第五百十号（物品等の競争入札参加資格）又は平成二十一年三月二十七日青森県告示第百九十九号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定によりシステム開発の委託の契約についてAの等級に格付けされた者であること。

4 過去十年間に、都道府県との間に、防災情報を提供、収集、集計等が可能であり、かつGIS機能を有するシステム開発に係る業務委託若しくは工事請負契約を締結し、履行した実績（下請人としてのものを除く）を有すること。

5 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日施行。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措

置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、
受けていないものであること。

6 競争入札参加資格者名簿に登録された日から開札の時までの間に、指名停止要
領別表第九号から第十五号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指
名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

7 設計業務等の受託者又は受託者と関連がある業者ではないこと。
三 資格の審査等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、二に定める資格を有することに
いて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下、「申請書」という。）
により審査を受けなければならない。

2 提出部数 一部
3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、平成二十二年四
月九日午後四時までに青森県総務部防災消防課長に提出しなければならない。
また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更を求められた場
合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更に応じない者は、当該入札に参加することができな
いものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

四 入札説明書等の交付及び設計図書の縦覧

1 入札説明書等の交付

(一) 期 間 平成二十二年三月十七日から平成二十二年四月九日まで（日曜日、
土曜日及び休日を除く。）の午前九時から午後四時

(二) 場 所 青森市長島一丁目の一 青森県総務部防災消防課

(三) 交付の方法 入札説明書等の交付を希望する者は、(一)の期間内に青森県総務
部防災消防課防災情報通信グループに直接申し込むこと。

2 設計図書の縦覧

(一) 期 間 平成二十二年三月十七日から平成二十二年四月二十七日まで（日曜
日、土曜日及び休日を除く。）の午前九時から午後四時

(二) 場 所 青森県庁舎北棟二階防災消防課

3 その他

入札説明書及び設計図書に対して質問がある場合は、平成二十二年四月十六日

まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前九時から午後四時までに、書面を
持参し、又は郵送（書留郵便に限る。）により、青森県総務部防災消防課に提出
すること。

五 入開札の日時及び場所

1 日 時 平成二十二年四月二十八日 午後一時三十分

2 場 所 青森市長島一丁目の一 青森県庁舎北棟二階災害対策本部室

3 その他 郵便により入札を希望する場合は、二重封筒により配達証明付書留郵
便とし、中封筒に入札書を入れて封印の上、入札件名、入開札期日及び入札者の
氏名（法人の場合は、当該法人の名称又は商号及び代表者名）を表記し、表封筒
には「平成二十二年四月二十八日入開札、件名入札書在中」と朱書きの上、青森
県総務部防災消防課長あてに「親展」により平成二十二年四月二十七日午後五時
までに必着するよう郵送すること。

六 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

七 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は、青森県財務規則（昭和三十九年
三月青森県規則第十号）第百五十九条の規定による。

八 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

九 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が二
に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書（ただし、第四条第八項を除く。）を遵守
するほか入札説明書による。

十一 入札書記載金額

1 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当
する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り
捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業
者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百
に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札書の余白に備考として、次のように記載すること。
 備考 入札額は、この入札書に記載した金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)である。

十二 その他

- 1 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札、申請書に虚偽の事実を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 3 契約書作成の要否 要
- 4 入札の中止 平成二十二年度青森県一般会計予算が成立しないときは、本件入札の手續きについて停止等の措置を行うことがある。
- 5 その他 詳細は、入札説明書による。

十三 調達担当部局名及び所在地

- 1 名 称 青森県総務部防災消防課防炎情報通信グループ
- 2 住 所 青森市長島一丁目一(電話番号〇一七 七三四 九〇九七)

S U M M A R Y

- 1 Subject matter of the contract : System development of Aomori Total Disaster Prevention information system.
- 2 Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4:00P.M.:9 April,2010
- 3 Time-limit for the submission of tenders : 1:30P.M.,28 April,2010 (tender submitted by mail 5:00P.M., 27 April,2010)
- 4 Contact point for tender documentation :
 Fire and Disaster Prevention Division, Department of General Affairs
 1-1-1 Nagashima Aomori City,Aomori 030-8570
 JAPAN
 TEL (017) 734-9097

肥料登録の有効期間の更新

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第十二条第二項の規定により、平成

二十二年三月八日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十二年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号 青森県第 三五七号	肥料の種類 副産石灰肥 料	肥料の名称 石灰ラミカ ル	保証成分量 (パーセント) アルカリ分 五・分	その他の 規格 の 公定規格 のとおり	生産業者の氏 名又は名称及 び住所 株式会社長慶 弘前市大字高 田三丁目六の 七
----------------------	---------------------	---------------------	----------------------------------	---------------------------------	--

教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第二号

次の表に掲げる県重宝は、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第二十七条第一項の規定により、平成二十一年十二月八日付けで重要文化財に指定され、青森県文化財保護条例(昭和五十年十二月青森県条例第四十六号)第五条第三項の規定により、県重宝の指定を解除されたので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十二年三月十七日

青森県教育委員会

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者 又 は 管 理 者	指 定 告 示 年 月 日 及 び 告 示 番 号
県重宝	旧海軍大湊要港 部水源堰堤 附第二取水口 一基	一基	むつ市宇田 地町三六八番	むつ市	平成五年四月十六日 青森県教育委員会告 示第四号

選 挙 管 理 委 員 会

青森県選挙管理委員会告示第十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十二年三月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	年届出
民主党青森県八戸市支部	山内 正孝	寺地 則行	八戸市大字岩泉町四の七	平成 三・二九
民主党青森県むつ市支部	菊池 健治	川端 忠司	むつ市横迎町一の三の五一	三・二九

法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	種職の種類	年届出
自由民主党青森県参議院選挙区第一支部	山崎 力	豊川 一雄	青森市本町五の七の二六	参議院議員	平成 三・三一

政党以外の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	年届出
中村ひろひこ青森後援会	中山 辰巳	前田 覚	むつ市大字城ヶ沢字砂川目三の四九	平成 三・三一

青森県選挙管理委員会告示第十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項後段の規定により告示する。

平成二十二年三月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
自由民主党上北支部	主たる事務所の所在地	上北郡東北町大字上野字上野三六	上北郡東北町大字上野字上野八五の一	平成 三・二四
自由民主党川内町支部	主たる事務所の所在地	むつ市川内町休所四二の六	むつ市川内町楡木一七二の二	三・二六
代表者		蛸名 重則	野田 誠一	
		半田 義秋	坪田 智十司	

政党以外の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
青森県産業廃棄物協会青森県地区政治連盟	代表者	増田 教正	弘前市大字城東中央二の三の七	平成 三・二四
青森県中小企業団体政治連盟	会計責任者	斎藤 良平	大河原 隆	三・二五
津島雄二後援会	主たる事務所の所在地	青森市大字浜田字豊田一四八の六	青森市本町一の二の二一	三・二九
代表者		古川 康仁	工藤 武三三	
代表者				三・二九

青森県選挙管理委員会 青森県選挙管理委員会告示第十七号	代表者 杉本 政蔵	盛田 健	三・二・三三
幸福実現党青森 後援会	代表者 安部 公人	半澤 紀	三・二・三三
森光きよし後援 会	主たる事務 所の所在地 秋堂七	上北郡おいらせ町 上北郡東北町上北 南一の三〇の一四	三・二・三三

青森県選挙管理委員会告示第十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十二年三月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
自由民主党青森県第二支部	平成三・一・三三	平成三・二・二八

政党以外の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
津軽21	平成三・三・三三	平成三・二・二九
青森県農村整備推進連盟	三・二・三三	三・二・二四
津島雄二後援会	三・二・三六	三・二・二五

（発行所・発行人）
青森市長島二丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭